Ⅳ 申告手続

申告書の提出

手持品課税の対象となる製造たばこを所持する販売業者の方は、**令和９年４月30日（金）まで**に、たばこ税の手持品課税納税申告書を営業所又は貯蔵場所の所轄税務署に提出してください。

《申告に当たっての注意事項》

- 申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに、作成して提出してください。
 なお、複数の営業所又は貯蔵場所を同一税務署管内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、申告書の「営業所及び貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄に代表店舗名を記載し、営業所又は貯蔵場所ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。
- 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて出張販売先で所持する製造たばこ、倉庫業者等に保管させている製造たばこ又は自動販売機内に所持する製造たばこについては、これら出張販売先等の製造たばこの数量を管理している営業所の所持数量に含めて申告します。
 なお、自動販売機の設置場所においても、たばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、上記営業所の所持数量に含めず、別途申告書の作成が必要です。

複数店舗をまとめて申告する場合の注意点

同一税務署管内に所在する複数の店舗等をまとめて申告する場合、税額の計算は、合計した所持数量を基に計算します（税額の端数処理は店舗ごとにはできないことに注意してください。）。
納付書は、代表店舗の納付書に合計した所持数量を基に計算した税額を記載してください（各店舗分の納付書を個別に作成する必要はありません。）。

《一般的な小売販売業者が複数店舗をまとめた場合の計算》

○　正しい税額計算

店舗	所持数量	たばこ税 税率：0.5円（１本当たり）	
		所持数量×税率	税　額
A　店	14,480本	－	－
B　店	6,320本	－	－
C　店	560本	－	－
合　計	21,360本	10,680円 ➡	**10,600円**

○　誤った税額計算

店舗	所持数量	たばこ税 税率：0.5円（１本当たり）	
		所持数量×税率	税　額
A　店	14,480本	7,240円 ➡	7,200円
B　店	6,320本	3,160円 ➡	3,100円
C　店	560本	280円 ➡	200円
合　計	21,360本	－ ➡	**10,500円**

複数店舗をまとめて申告する場合、店舗ごとに税額の端数処理を行うことはできません。

Ⅳ 申告手続

申告書の提出方法

① e-Taxで申告する。

税務署に赴くことなく、インターネットを利用して申告等を行うことができます。
申告書を作成後、イメージデータ（PDF形式）に変換し、e-Taxで所轄税務署へ送信（提出）してください。

- 具体的な操作手順は、e-Taxホームページをご覧ください。
 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm

- e-Taxによる提出時には、「申請手続名称の選択」画面で以下の汎用手続きIDを選択してください。

（汎用手続きＩＤ：ＨＩＳ１８７０）たばこ税の手持品課税納税申告

イメージデータで送信可能な手続

② 郵送又は信書便により、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署を担当する業務センターに送付する。

国税庁では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、書面により提出する場合は、業務センター宛に郵送により提出してください。（申告書の送付先は国税庁ホームページをご確認ください。）
https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm
なお、業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください。

（注１） 営業所又は貯蔵場所の所轄税務署の窓口又は時間外収受箱へ提出することもできますが可能な限り、業務センター宛に郵送により提出をお願いします。

（注２） 控えの様式はありませんので、必要に応じて、ご自身で申告書の写しを作成・保有するなどのご対応をお願いします。

申告書の送付先

事務代理人を選任する場合の手続について

たばこ税の手持品課税の申告書の提出は、通常、納税義務者である製造たばこの販売業者等（小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者）が行う必要がありますが、「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出することで、代理人が申告書等の提出を行うことが可能となります。

① 事務代理人届出手続

代理人を選任しようとする方（製造たばこの販売業者等）は、営業所又は貯蔵場所を所轄する税務署に「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出してください。

	原　　則	「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出した場合
申告書等の提出者	製造たばこの販売業者等 （小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者）	製造たばこの販売業者等に選任された代理人 （店長等）

「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」は国税庁ホームページに掲載しています。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/tabako/annai/23120176.htm

たばこ税申告・申請等事務代理人届出手続

Ⅳ 申告手続

② 同一税務署管内に複数の製造たばこ販売店がある場合の事務代理人届出手続について

たばこ税の手持品課税申告に関して、事務代理人による提出を行う場合には、通常、事務代理人届出書を営業所（店舗）ごとに１部提出することを要しますが、同一税務署管内に複数の営業所（店舗）がある場合には、税務署単位で１部にまとめて提出しても差し支えありません。

《原則》



A店 事務代理人 届出書



B店 事務代理人 届出書



C店 事務代理人 届出書

▼

同一税務署に提出

《同一税務署管内に複数の営業所（店舗）がある場合》



A～C店 事務代理人 届出書

＋



事務代理人 一覧表※

▼

同一税務署に１部にまとめて提出

※ 「事務代理人一覧表」については、適宜の様式に「営業所名」、「営業所住所」、「代理人名」及び「代理人住所」を記載してください。

事務代理人届出書の記載例

様式ID NTAIVI X711010010 ★

たばこ税申告・申請等事務代理人届出書

提出先	F01	麹町	税務署長			
届出者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●		令和９年３月●日提出	
	郵便番号	F05	●●● － ●●●●	電話番号	F07	●● － ●●●● － ●●●●
	住所	F06	千代田区霞が関３－●－●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事	代表者氏名		●● ●●
納税地	郵便番号	F39	●●● － ●●●●	電話番号	F41	●● － ●●●● － ●●●●
	所在地	F40	千代田区霞が関１－●－●			
	フリガナ	F37	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ　カスミガセキイッチョウメテン			
	名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店			

上記の納税地におけるたばこ税に関する次の手続については、これを次の者に代理させることとしたので、届出します。

代理人	（住所又は居所）（〒 ●●● － ●●●● ） ●●県●●市●●３－４－５ （電話番号 ●●● － ●●●● － ●●●● ） （氏名）　（フリガナ）　ショセイ　ハナコ 諸税　花子 （届出者との関係） 従業員（霞が関１丁目店長）
代理させる事項	たばこ税の手持品課税納税申告書の提出に関する事務
参考事項	

税務署整理欄	番号確認		身元確認		個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（　　）

注意 「代理させる事項」欄には、代理させる事務の範囲を具体的に記載してください。

ポイント 代理人は、提出する申告書等に代理人の役職名（又は職業）と氏名を記載しなければなりません。

様式ID NTAIVI X083010010 ★

たばこ税の手持品課税納税申告書

提出先	F01	麹町	税務署長		令和９年４月●日	
申告者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●	申告者の種別		小売業 □ ・ 卸売業 □
	郵便番号	F05	●●● － ●●●●	電話番号	F07	●●● － ●●●● － ●●●●
	住所	F06	千代田区霞が関３－●－●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事	代表者氏名		●● ●●
事務代理人			霞が関１丁目店　店長　諸税　花子	「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。		
申告者の事業所又は事務所等	郵便番号	F39	●●● － ●●●●	電話番号	F41	●●● － ●●●● － ●●●●
	所在地	F40	千代田区霞が関１－●－●			
	名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店			
	店舗名					

《参考》事務代理人一覧表の記載例

営業所名（店舗）	営業所住所	代理人名	代理人住所
A㈱　○○店	東京都○○区・・・	●●　●●	埼玉県○○市・・・
A㈱　××店	東京都××区・・・	■■　■■	埼玉県××市・・・
営業所（店舗）名を記載	営業所（店舗）の所在地を記載	代理人名を記載	代理人の住所を記載

同一税務署管内に複数の営業所（店舗）がある場合は、事務代理人届出書の「代理人」欄に斜線を引き、「事務代理人一覧表」を添付して提出してください。